

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p>
具体的なチェック方法	<p>年1回、情報政策担当課において特定個人情報保護評価書の記載内容に沿って運用されているか、点検を行い、運用状況を確認する。</p>
②監査	<p>[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p>
具体的な内容	<p>業務所管課において、情報セキュリティに関する監査を定期的実施する。</p> <p>●監査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書記載項目及び運用状況 ・ICカード、パスワードの付与及びアクセス権限付与状況 ・委託先の情報資産の管理体制及びアクセス申請の状況 ・不要となった情報資産の消去状況 ・情報資産に関する研修の実施状況
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p>
具体的な方法	<p>全職員を対象とした情報セキュリティ研修を年に1回実施し、情報セキュリティ意識の向上を図っている。更に、初任者及びセキュリティ責任者については、別途、情報セキュリティに関する研修を年に1回実施している。</p> <p>また、人事異動等による国民年金業務の初任者研修及び実務研修においても、個人情報の取扱いに係る研修を実施する。</p>
3. その他のリスク対策	
-	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館
②請求方法	北九州市個人情報保護条例第17条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。 市ホームページ上のQ&Aで、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
特記事項	—
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は不要。写し交付は、コピー代として、通常片面1枚10円。納付方法について、来所の場合は現金納付、郵送の場合はコピーと郵送料。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	国民年金関係システムファイル
公表場所	北九州市立文書館
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒803-8510 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局健康医療部保険年金課 TEL 093-582-2415
②対応方法	問い合わせ内容及び対応についての記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成28年3月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	パブリックコメント方式による意見募集の実施。市政だよりに公表している旨の記事の掲載。北九州市ホームページに案を公開し、あわせて、保健福祉局保険年金課、市民文化スポーツ局市民部広聴課、各区役所総務企画課、出張所において案の閲覧及び配布を行う。
②実施日・期間	平成29年3月31日 ～5月1日(32日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	—
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	平成29年5月25日
②方法	北九州市個人情報保護審査会による第三者点検を実施。
③結果	—
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月3日	Ⅱ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託		委託事項4を追加	事前	
平成31年2月7日	Ⅱ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	⑥未定	⑥株式会社エイジェック(小倉北区役所国保年金課)、パーソルテンプスタッフ株式会社(小倉南区役所国保年金課、八幡西区役所国保年金課)	事後	
令和3年10月15日	Ⅱ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	⑥安川情報システム株式会社	⑥株式会社YE DIGITAL	事後	
令和3年10月15日	Ⅰ-1特定個人情報を取り扱う事務	②9 年金生活者支援給付金の申請の受理等 ・所得額が一定基準以下であり、その属する世帯が全員非課税である老齢基礎年金受給者に対して、月額5000円を上限として、納付、免除期間に応じて支給される給付金の請求の受理(第1号期間のみ) ・障害基礎年金受給者または遺族基礎年金受給者で、受給者本人の所得が一定基準以下の場合、月額5000円(障害基礎年金1級は6250円)が支給される給付金の請求書の受理	②9 年金生活者支援給付金の申請の受理等 ・所得額が一定基準以下であり、その属する世帯が全員非課税である老齢基礎年金受給者に対して、納付、免除期間に応じて支給される給付金の請求の受理(第1号期間のみ) ・障害基礎年金受給者または遺族基礎年金受給者で、受給者本人の所得が一定基準以下の場合に支給される給付金の請求書の受理	事後	
令和3年10月15日	Ⅱ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	⑥株式会社 RKKコンピューターサービス	⑥株式会社 RKKCS	事後	
令和3年10月15日	Ⅱ-5特定個人情報の提供・移転	①番号法第19条第7号別表第2	①番号法第19条第8号別表第2	事後	
令和3年10月15日	Ⅱ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	⑥株式会社エイジェック(小倉北区役所国保年金課)、パーソルテンプスタッフ株式会社(小倉南区役所国保年金課、八幡西区役所国保年金課)	⑥パーソルテンプスタッフ株式会社(小倉北区役所国保年金課、小倉南区役所国保年金課、八幡西区役所国保年金課)	事後	